

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理申立て事件
国側当事者・国(所沢税務署長)

平成30年9月26日却下・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年7月17日判決、本資料268号-64・順号13169)

(第一審・さいたま地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年2月7日判決、本資料268号-17・順号13122)

決 定

申立人	有限会社A
同代表者取締役	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	所沢税務署長 梶田 美佐子

主 文

本件上告受理の申立てを却下する。
申立費用は、申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件申立書には上告受理申立ての理由の記載がなく、かつ、申立人は、上告受理申立て通知書の送達を受けた平成30年8月2日から50日の法定期間内に、当裁判所に上告受理申立て理由書を提出しなかったことが明らかである。

よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法318条5項、316条1項2号、315条1項、民事訴訟規則199条、194条により本件上告受理の申立てを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成30年9月26日

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 足立 哲

裁判官 内野 俊夫

裁判官 森 健二